

第8章 廃棄物・リサイクル対策の推進

第1節 廃棄物・リサイクル対策のあらまし【環境整備課】

廃棄物とは、占有者自らが利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になった物であり、事業活動に伴って排出される廃棄物のうち、法令で定められた20種類の廃棄物が産業廃棄物に、また、それ以外の事業活動に伴って排出される廃棄物や日常生活に伴って排出される廃棄物が一般廃棄物に区分されます。その処理については、産業廃棄物は排出者処理責任の原則に基づき排出者自らの責任において、一般廃棄物は市町村の責任において、適正に処理することとなっています。

今、私たちは、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄を前提とする社会を見直し、環境と共生する持続可能な循環型社会を形成することが求められています。

本県においても、社会経済活動が進展し県民生活が豊かになる一方で、廃棄物の最終処分場の残余容量のひっ迫や不法投棄など解決すべき課題をかかえています。

さらに、島しょ県である地理的特性から、県境を越えた廃棄物の広域的処理が難しく、できるかぎり県内で資源を循環させることが重要となっています。

これらの課題に対応するため、県では、3R（廃棄物の排出を抑制（リデュース）し、再使用（リユース）や再生利用（リサイクル）による資源循環）を促進することで最終処分量の低減を図るとともに、適正処理の確保に努め、持続可能な循環型社会の形成を推進しています。

第2節 廃棄物・リサイクルの現状【環境整備課】

1 一般廃棄物

(1) ごみ処理の状況

県内の事業所や家庭から排出される一般廃棄物（ごみ）は、平成11年度の51万2千トンを経ピークに減少傾向にあったが、平成21年度から微増傾向にあり、令和4年度は約47万5千トンとなっています。リサイクル率は15.9%、残りは直接、あるいは中間処理により減量し、約2万7千トン程度が埋め立てられています。（図8-2-1、8-2-2）

令和4年度末現在、計画処理区内で排出されるごみの量は、1日当たり1,302トン、そのうち1,245トン（95.6%）が計画収集され、57トン（4.3%）が直接搬入、0.2トン（0.02%）が集団回収されています。（表8-2-1）

計画処理区内で処理されるごみの量のうち1日当たり207トン（15.9%）が再生利用され、1日あたり74トンが埋立により処分されています。（表8-2-2）

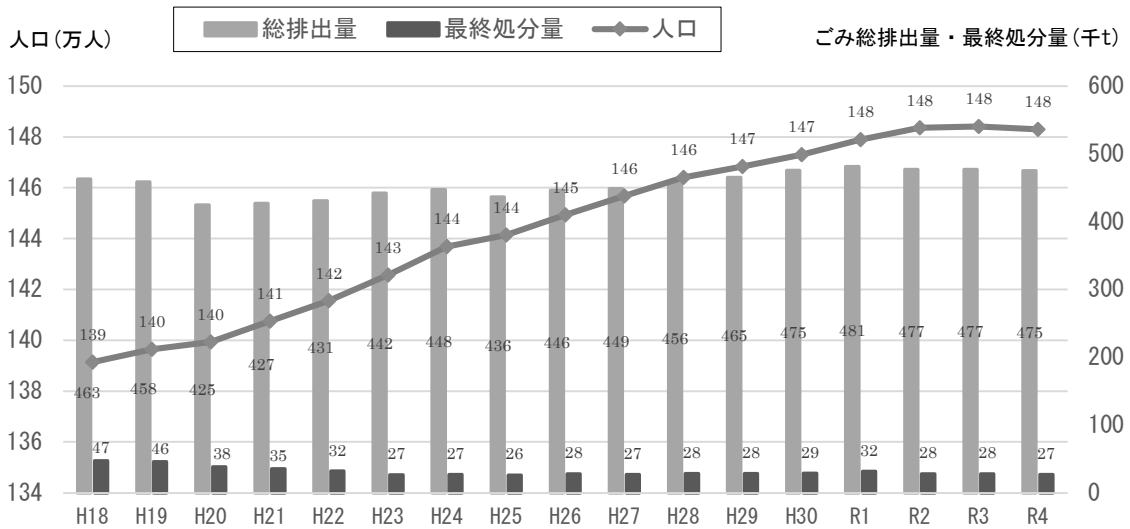


図8-2-1 総排出量、最終処分量及び人口の推移

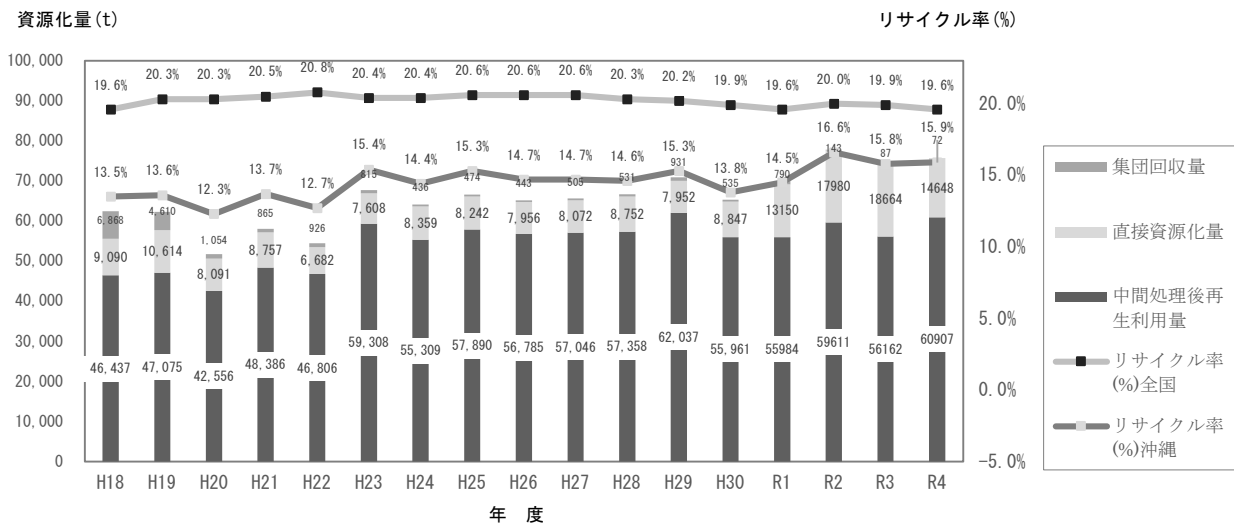


図8-2-2 リサイクル率の推移

表8-2-1 人口動向とごみの排出量及び収集量の動向

区分 年度	総人口 (人)	計画処理 区域人口 (人)	総排出量 (トン/日)	計画収集量 (トン/日)	直接搬入量 (トン/日)	集団回収量 (トン/日)
H30	1,473,076	1,473,058	1,303	1,237 (94.9%)	65 (5.0%)	1 (0.1%)
R1	1,478,957	1,478,951	1,319	1,250 (94.8%)	67 (5.1%)	2 (0.2%)
R2	1,483,600	1,483,593	1,307	1,238 (94.7%)	68 (5.2%)	0.4 (0.03%)
R3	1,484,154	1,484,147	1,307	1,247 (95.4%)	60 (4.6%)	0.2 (0.02%)
R4	1,482,961	1,482,955	1,302	1,245 (95.6%)	57 (4.3%)	0.2 (0.02%)

表8-2-2 ごみの処理状況の動向

区分 年度	総処理量 (トン/日)	再生利用量 (トン/日)	最終処分量 (トン/日)
H30	1,294	179(13.8%)	80
R1	1,324	192(14.5%)	87
R2	1,281	213(16.6%)	77
R3	1,302	205(15.8%)	76
R4	1,302	207(15.9%)	74

(2) し尿処理の状況

令和4年度において県内で排出されたくみ取りし尿及び浄化槽汚泥量は、1日当たり441.5キロリットルであり、自家処理量分を除き、市町村により収集されています。（表8-2-3）

収集されたし尿及び浄化槽汚泥は、1日当たり330キロリットル（74.8%）がし尿処理施設で処理され、61キロリットル（13.8%）が下水道に投入されています。（表8-2-4）

表8-2-3 し尿の収集量・自家処理量の推移

区分 年度	計画処理量(kL/日)			自家処理量(kL/日)			合計 (kL/日)	計画処理率	
	し尿 (A)	浄化槽 汚泥(B)	計	し尿 (C)	浄化槽 汚泥(D)	計		し尿	浄化槽 汚泥
H30	58.5	376.0	434.5	6.7	0.1	6.8	441.3	89.7%	99.9%
R1	46.7	385.0	431.7	0.1	0.1	0.1	431.8	99.8%	99.9%
R2	60.7	387.7	448.4	0.1	0.1	0.1	448.5	99.8%	99.9%
R3	47.2	390.4	437.6	0.01	0	0.01	437.6	99.9%	100%
R4	47.5	394.0	441.5	0.01	0.01	0.02	441.5	99.9%	100%

(注)端数処理上、計が小数点第一位で一致しない場合がある。

表8-2-4 収集し尿の処理状況

区分 年度	収集量 (kL/日)	処理施設 (kL/日)	下水道投入 (kL/日)	海洋投入 (kL/日)	農地還元 (kL/日)	その他 (kL/日)
H30	435	332(76.3%)	62(14.3%)	0(0%)	10(2.3%)	31(7.1%)
R1	432	329(76.2%)	58(13.4%)	0(0%)	12(2.8%)	33(7.6%)
R2	448	341(76.1%)	57(12.7%)	0(0%)	20(4.5%)	30(6.7%)
R3	438	330(75.3%)	60(13.7%)	0(0%)	19(4.3%)	29(6.6%)
R4	441	330(74.8%)	61(13.8%)	0(0%)	19(4.3%)	31(7.0%)

(注)端数処理上、かつこ内の率が小数点第一位で一致しない場合がある。

(3) ごみ処理施設の整備状況

平成17年度から、国においては3Rの推進に資する施設整備事業に対し「循環型社会形成推進交付金制度」を創設し、市町村への交付金による財政的支援により、循環型社会を形成する基盤となるごみ処理施設の整備促進が図られています。

県内41市町村のごみ焼却施設については、令和6年3月末現在で40市町村31施設が整備されており、最終処分場については、33市町村21施設となっています。

(4) 浄化槽の設置状況及び法定検査受検状況

平成12年度の浄化槽法の改正により、浄化槽の定義がし尿と生活雑排水を処理するための設備のみと改められ、既存のし尿のみを処理する単独処理浄化槽はみなし浄化槽として整理されたことから、平成13年度以降、従来の単独処理浄化槽は新たに設置することはできなくなりました。

浄化槽の設置状況は、令和4年度に1,877基設置され、累計で94,883基となり、そのうち、みなし浄化槽の割合が約59.0%となっています。

また、浄化槽の設置者には、知事が指定した検査機関*において、設置後の水質検査等（7条検査）及び毎年1回の水質検査等（11条検査）の法定検査が義務づけられていますが、その受検率が低いことから、県では、適正な維持管理を促進するため、平成12年3月に「沖縄県浄化槽取扱要綱」を改正し、7条検査料金の前払い制度を導入しました。その結果、令和4年度における7条検査の受検率は100%（全国平均94.7%（令和4年度））と大幅に向上しています。しかし、11条検査の受検率については、9.3%（全国平均48.2%（令和4年度））とかなり低い状況にあります。

*県知事指定検査機関：公益社団法人沖縄県環境整備協会

表8-2-5 浄化槽法定検査受検率の推移（年度別）

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
7条検査(%)	93.5	97.2	100	100	100	100	100	100	100	100
11条検査(%)	6.9	7.2	8.0	7.3	13.7	13.1	7.8	8.4	8.6	9.3

2 産業廃棄物

(1) 産業廃棄物の発生・排出状況

令和4年度における、県内の産業廃棄物発生量200万トン（動物のふん尿を除く）を業種別の状況をみると、電気・水道業が95万1千トン（47.6%）で最も多く、次いで製造業が51万1千トン（25.5%）、建設業が49万3千トン（24.7%）となっており、これら3業種で発生量の97.8%を占めています。

また、排出量185万8千トン（動物のふん尿を除く）を業種別にみると、電気・水道業が95万トン（51.1%）で最も多く、次いで建設業が48万4千トン（26.1%）、製造業が38万1千

トン（20.5％）になっており、これら3業種で排出量の97.7％を占めています。

令和元年度と比較すると、排出量は0.8％増加となっています。

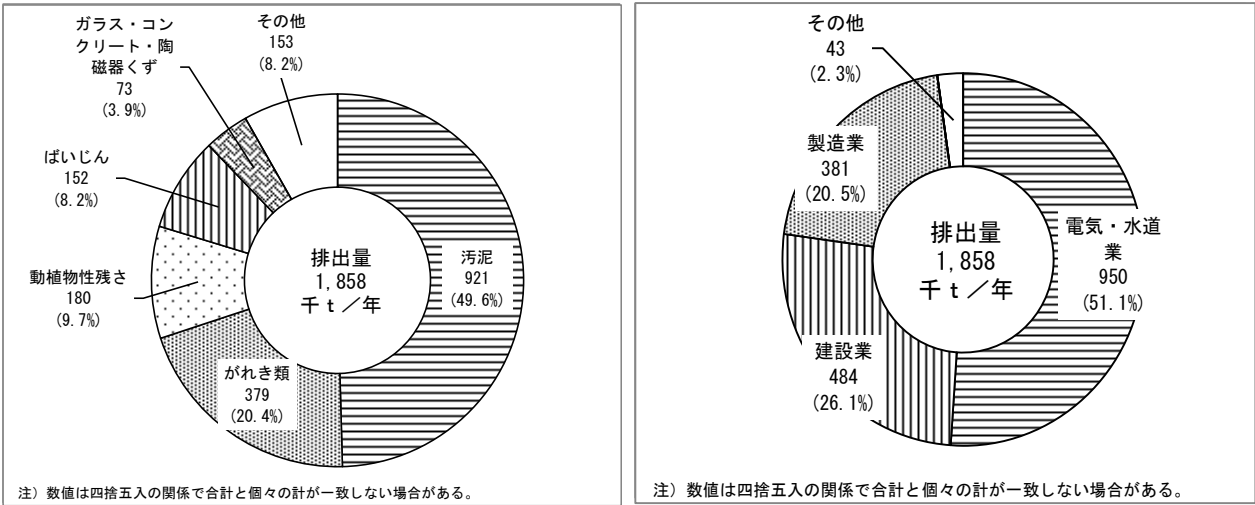


図8-2-3 令和4年度産業廃棄物の種類別・業種別排出量（動物のふん尿を除く）

(2) 産業廃棄物の処理・処分状況

本県における令和4年度の産業廃棄物排出量（動物のふん尿を除く）は約185万8千トンとなっており、そのうち脱水や焼却等の処理によって88万3千トン（47.6％）減量化され、89万5千トン（48.2％）が再生利用、7万8千トン（4.3％）が最終処分されています。

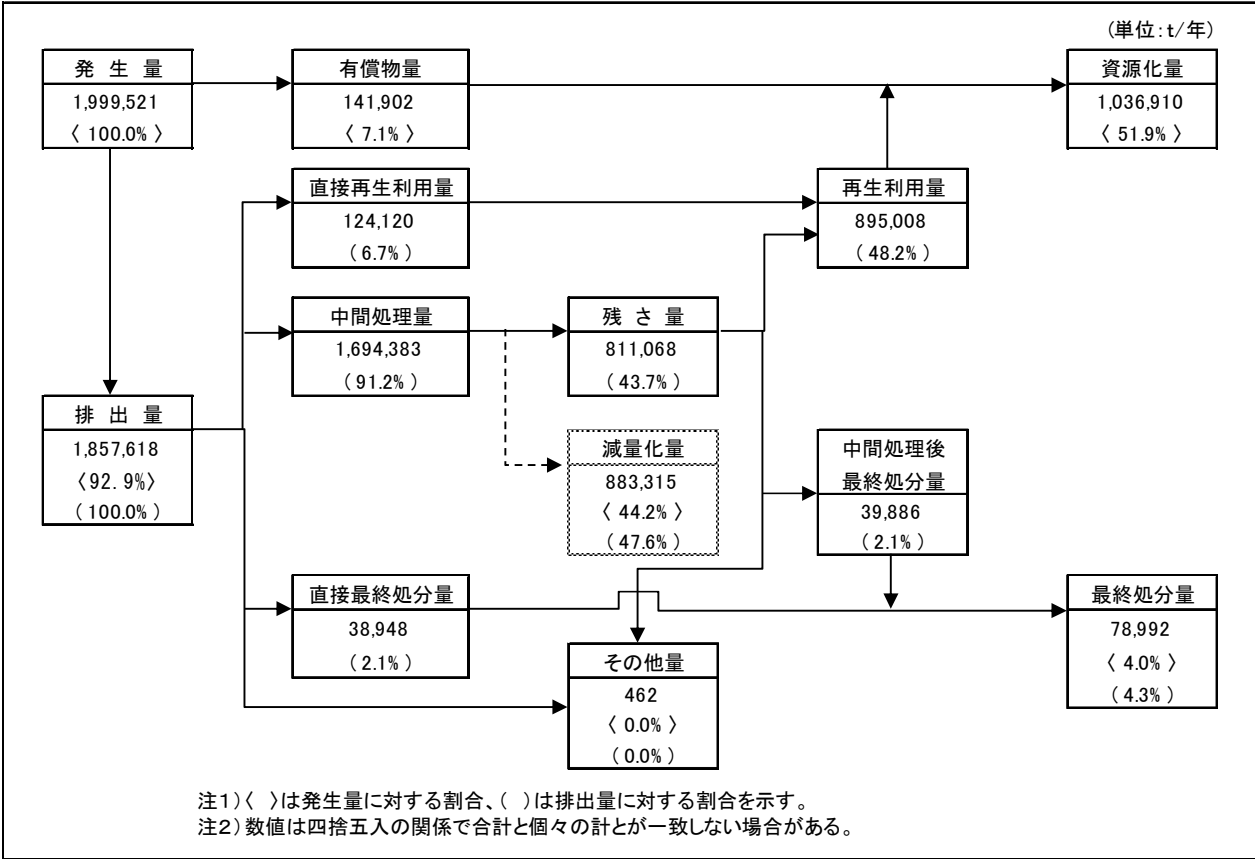


図8-2-4 産業廃棄物処理・処分フロー（令和4年度）

(3) 産業廃棄物処理業者の状況

令和5年度末現在の産業廃棄物処理業者数は、収集運搬業 1,338 業者、処分業 174 業者（うち中間処理業 163 業者、中間処理業・最終処分業 8 業者、最終処分業のみ 3 業者）、合計 1,512 業者となっており、また、産業廃棄物再生利用業者数は 10 業者で、業種別では収集運搬業者が最も多くなっています。また、保健所別でみると、南部保健所及び中部保健所管内に多く所在しています。

表 8-2-6 産業廃棄物処理業及び再生利用業者数

(令和5年度末現在)

業の区分 保健所名	産業廃棄物処理業				産業廃棄物再生利用業		
	収集運搬業	処分業		計	再生輸送業	再生活用業	計
		中間処理	最終処分				
北 部	110	19	3(2)	132	2	1	3
中 部	414	58	4	476	2	3	5
南 部	675	65	2(1)	742	0	1	1
宮 古	72	12	1	85	0	1	1
八重山	67	9	1	77	0	0	0
計	1,338	163	11(3)	1,512	4	6	10
		174					

(注) 1 再生利用業者とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条第2号、または第10条の3第2号の規定に基づき、沖縄県知事の指定を受けたものを言う。

2 最終処分の欄中（ ）内の数値は、最終処分業のみの許可件数である。

3 産業廃棄物処理業者数は、特別管理産業廃棄物処理業者数を含む。

4 那覇市長により許可、指定された産業廃棄物処理業及び再生利用業を除く。

(4) 産業廃棄物処理施設設置状況

現在稼働中の廃棄物処理法第15条第1項に基づく許可施設は、令和5年度末現在で201施設あります。その内訳は、脱水や焼却による減量化又は有害物の分解などを行う中間処理施設が185施設、廃棄物の埋立を行う最終処分場が16施設となっています。

また、設置主体別でみると、排出事業者の設置が5施設、産業廃棄物処理業者の設置が188施設、公共による設置が8施設となっています。

表8-2-7 産業廃棄物処理施設の設置状況

施設の種類の 設置主体別施設数		設置施設数			
		事業者	処理業者	公 共	計
中間 処理 施設	汚泥の脱水施設	1	6	7	14
	汚泥の乾燥施設	0	1	0	1
	廃油の油水分離施設	0	2	0	2
	焼却施設	0	9	0	9
	廃プラスチック類の破砕施設	0	21	0	21
	がれき類・木くずの破砕施設	1	137	0	138
	シアン化合物の分解施設	0	0	0	0
	小計	2	176	7	185
最終 処分 場	管理型	3	4(1)	1	8(1)
	安定型	0	8(6)	0	8(6)
	小計	3	12(7)	1	16(7)
合計		5	188	8	201

(注) 1 破砕施設については、廃プラスチック類、がれき類及び木くずを取り扱う施設は重複する。
 2 最終処分場については、埋立が終了していても廃止されていない施設も含んでおり、廃止確認が行われていない施設を()内に外数で示している。
 3 那覇市長により許可された産業廃棄物処理施設は除く。

(5) 不法投棄の現状

県内全市町村の協力の下、不法投棄の状況を毎年度調査しています。

ア 不法投棄件数の推移

令和5年度における不法投棄件数（一般廃棄物を含む）は122件でした。不法投棄件数は、平成11年度をピークに、それ以降は減少傾向にありましたが、平成19年度以降は再び増加に転じています。その後、一時期、減少傾向にあったものの、近年は微増傾向にあります。

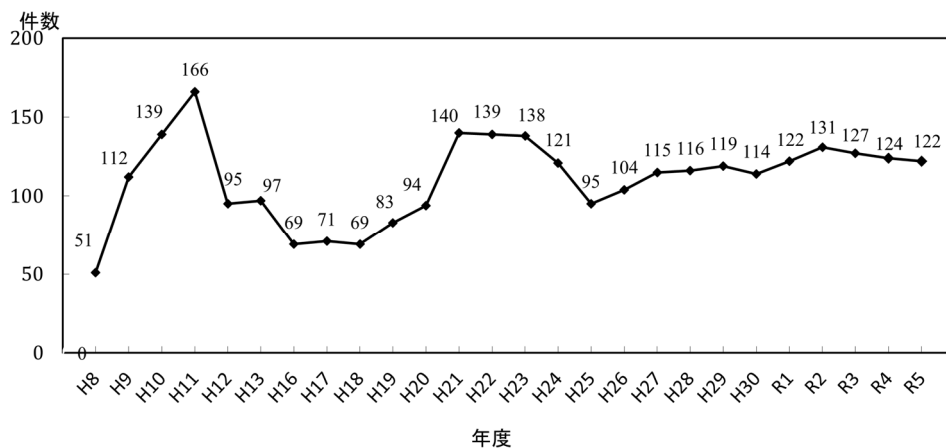


図8-2-5 不法投棄件数の推移

イ 不法投棄物の内訳

令和5年度の不法投棄量は2,502トンとなっており、うち一般廃棄物は780トン(31.2%)、産業廃棄物は1,721トン(68.8%)となっています。

不法投棄量全体に占める産業廃棄物の内訳は、廃プラスチック類(廃タイヤ)540トン(21.6%)、廃プラスチック類(その他)278トン(11.1%)、建設混合廃棄物224トン(8.9%)、廃プラスチック類(建設系)220トン(8.8%)、がれき類109トン(4.4%)、廃プラスチック類(農業系)40トン(1.6%)、その他産業廃棄物311トン(12.4%)となっています。

表8-2-8 不法投棄物の総量及び重量別内訳（令和5年度）

廃棄物の種類	重量（トン）	割合（％）
一般廃棄物	780 t	31.2%
廃プラスチック類（廃タイヤ）	540 t	21.6%
廃プラスチック類（その他）	278 t	11.1%
廃プラスチック類（建設系）	220 t	8.8%
廃プラスチック類（農業系）	40 t	1.6%
建設混合廃棄物	224 t	8.9%
がれき類	109 t	4.4%
その他産業廃棄物	311 t	12.4%
産業廃棄物 計	1,721 t	68.8%
総重量	2,502 t	100.0%

ウ 不法投棄物の撤去数と撤去後の残存件数

令和5年度に行われた不法投棄物の全量撤去の件数は5件、残存件数は117件となっています。

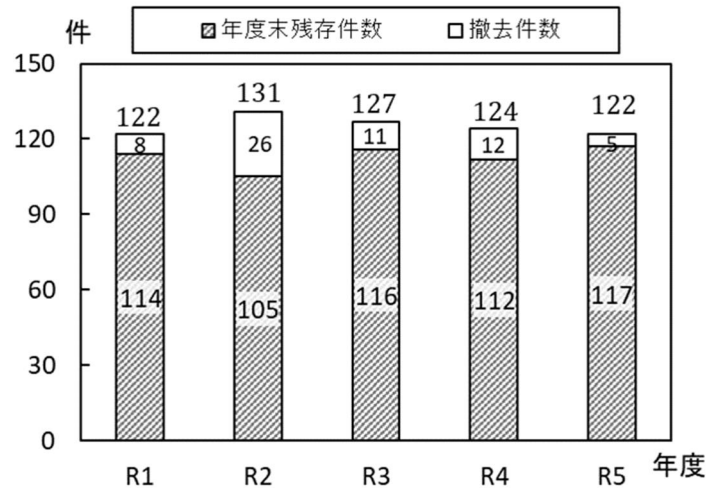


図8-2-6 不法投棄物の撤去件数と撤去後の残存件数

エ 不法投棄物の撤去量と撤去後の残存量

令和5年度に撤去した不法投棄物の撤去量は87トンで、不法投棄物の残存量は、2,415トンとなっています。

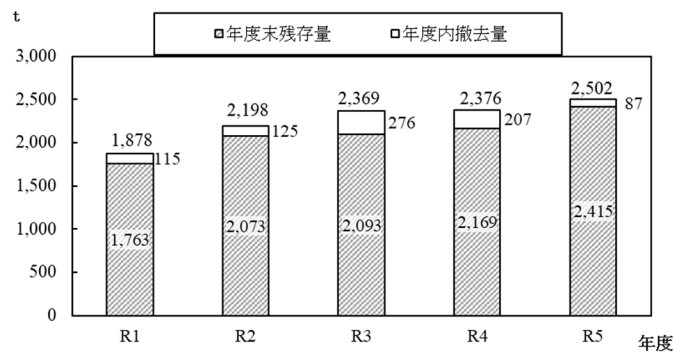


図8-2-7 不法投棄物の年度内撤去量と年度末残存量の推移

（注）端数処理上、総重量と個々の計が一致しない場合がある。

第3節 廃棄物・リサイクル対策【環境整備課、技術・建設業課】

1 沖縄県廃棄物処理計画の推進【環境整備課】

廃棄物処理計画は、環境負荷の少ない持続的な発展が可能な循環型社会を形成し、県民の生活環境の保全と県内産業の健全な発展を確保するため、本県における廃棄物の排出抑制、減量化、適正処理に関する基本的な方向を定め、県民、事業者及び行政が一体となって取組みを進めるための指針であり、廃棄物処理法第5条の5の規定に基づき策定する計画です。

県では、廃棄物の現状や課題を踏まえ、令和3年度に第五期の廃棄物処理計画を策定し、循環型社会を形成するための基本的な考え方や県民、事業者及び行政の役割を明らかにするとともに、令和7年度を目標年度とする減量化目標を設定し、循環型社会を形成するための主要施策などを定めています。

第五期計画における減量化目標及び現状は次のとおりです。

(1) 一般廃棄物（ごみ）の減量化目標及び現状

一般廃棄物減量化目標	
令和7年度	○排出量を現状（令和元年度）に対し、11.0%削減します。 ○1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を現状（令和元年度）に対し、0.2%削減します。 ○再生利用量を排出量の22.0%とします。 ○最終処分量を排出量の4.9%とします。

	令和元年度（基準年度）	令和4年度（実績）	令和7年度（目標値）
排出量（千t）	481（889g/人・日）	475（878g/人・日）	428（786g/人・日）
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（g/人・日）	490	581	489
再生利用量（千t）	70（14.5%）	76（15.9%）	94（22%）
最終処分量（千t）	32（6.6%）	27（5.7%）	21（4.9%）

※1人1日当たりの家庭系ごみ排出量＝（「生活系ごみ」－「集団回収量」－「計画収集量のうちの資源ごみ」－「直接搬入量のうちの資源ごみ」）÷総人口（外国人を含む）÷365日

(2) 産業廃棄物の減量化目標及び現状

産業廃棄物減量化目標	
令和7年度	○排出量を現状（令和元年度）に対し、増加を1.0%以内に抑制します。 ○再生利用量を排出量の51.0%とします。 ○最終処分量を現状（令和元年度）に対し、増加を1.0%以内に抑制します。

	令和元年度（基準年度）	令和4年度（実績）	令和7年度（目標値）
排出量（千t）	1,842	1,858	1,860
再生利用量（千t）	893（48.5%）	895（48.2%）	949（51.0%）
最終処分量（千t）	69（3.8%）	79（4.3%）	70（3.8%）

（注1）「その他量」を記載していないので、排出量と個々の計とが一致していない。
端数処理上、かつこ内の率が少数第一位で一致しない場合がある。

2 一般廃棄物に関する対策【環境整備課】

(1) 一般廃棄物処理施設の整備促進

令和6年3月末現在、一般廃棄物処理施設は、ごみ焼却施設が31施設（1,887t/日）、粗大ごみ処理施設が8施設（184t/日）、最終処分場が21施設、再生利用施設が31施設整備されています。

また、令和6年3月末現在、し尿処理施設は、10施設（419kl/日）整備されています。

(2) 離島対策支援事業

平成17年10月1日より、本県の離島から沖縄本島まで使用済み自動車を海上輸送する費用の8割を出えんする制度が開始されています。

同制度は、「使用済み自動車の再資源化等に関する法律」いわゆる「自動車リサイクル法」が、平成17年1月1日から本格施行されたことに伴い、最終所有者から預託されたリサイクル料金の剰余金の一部を、離島市町村が行う離島対策支援事業に対して、公益財団法人自動車リサイクル促進センターが出えんする制度となっています。

令和5年度離島対策支援事業の実績は、離島を抱える18の市町村が対象となり、使用済み自動車の海上輸送台数7,566台、出えん要請額約3,132万円となっています。

※対象市町村名：宮古島市、石垣市、うるま市、本部町、久米島町、与那国町、竹富町、伊江村、伊平屋村、伊是名村、多良間村、座間味村、粟国村、北大東村、渡嘉敷村、南城市（久高島）、南大東村、渡名喜村

(3) 合併処理浄化槽の普及促進

合併処理浄化槽設置者へ補助を行う市町村に対する財政支援措置として、国において、昭和62年に国庫補助事業である浄化槽設置整備事業が創設されたのを受け、県では、下水道等による集合処理に適さない住宅散在地域への合併処理浄化槽の整備促進に努めているところです。

この補助事業により、令和4年度までに那覇市等25市町村1事務組合において、令和4年度末現在合計1,745基の合併処理浄化槽が整備されています。

(4) ごみ減量化・リサイクルの促進

「ごみの減量」及び「地球温暖化の防止」に向けた環境配慮行動の促進のため、「県内大手流通事業者等11社」、「沖縄県ごみ減量リサイクル推進会議」及び「沖縄県」の三者が協定を締結し、平成20年10月1日から県下一斉にレジ袋の有料化を開始しました。なお、容器包装リサイクル法でレジ袋を有償で提供することが義務付けられ、令和2年7月から全国で開始しています。

有料化の開始後、レジ袋辞退率は70%半ばから後半を推移しており、令和5年度の辞退率は76.4%となりました。

第8章 廃棄物・リサイクル対策の推進

また、ごみ減量・リサイクルを広域的に促進するため、6月の環境月間や10月の3R推進月間等の期間中、新聞やラジオ等による普及啓発に関する広報活動を行うなど、ごみ減量やリサイクルの促進に関する普及啓発活動を実施し、県民意識の向上を図っています。

(5) 容器包装リサイクル法への対応

容器包装リサイクル法は、家庭から排出されるごみの約6割（容積比）を占めるガラスビン、ペットボトルなどの容器包装廃棄物の減量、リサイクルを促進することを目的としています。

令和4年度は収集量全体で約2万8千トンがリサイクルされています。

表8-3-1 容器包装廃棄物分別収集実績（年度別）

（単位：t）

区分	種類	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
特定分別基準適合物	無色ガラス	4,253	4,016	4,208	4,320	4,263	4,238	4,094	3,493	3,293	3,439
	茶色ガラス	3,417	3,107	3,131	3,232	3,069	2,946	2,863	2,523	2,431	2,600
	その他ガラス	4,155	4,755	3,066	4,404	4,384	4,469	4,500	4,874	4,803	5,001
	ペットボトル	4,016	3,399	3,118	4,749	5,024	5,467	5,776	5,934	6,226	6,240
	その他紙	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他プラ	1,052	1,092	1,115	1,137	1,189	724	1,181	1,104	1,181	1,236
小 計		16,893	16,369	14,638	17,842	17,929	17,844	18,414	17,928	17,934	18,516
法第2条第6項指定物	スチール缶	3,388	3,320	3,489	3,640	3,056	2,939	3,013	3,287	3,009	2,893
	アルミ缶	500	569	668	735	734	724	892	1,126	1,138	908
	紙パック	85	91	91	107	76	105	79	79	85	65
	段ボール	4,574	4,780	4,789	4,682	4,982	4,647	4,119	6,342	6,848	6,011
小 計		8,547	8,760	9,037	9,164	8,848	8,415	8,103	10,834	11,080	9,877
合 計		25,440	25,129	23,675	27,006	26,777	26,259	26,517	28,762	29,014	28,393

※ 特定分別基準適合物：容器包装の製造事業者、利用事業者が再商品化の義務を負う容器包装

（製造事業者等は、容器包装 リサイクル協会へ再商品化に係る費用を負担金として支払う）

※ 法第2条第6項指定物：全国的にみて、分別収集した段階で有価又は無償となるため、製造事業者等が再商品化の義務を負わない容器包装

※ その他紙、その他プラ、段ボールは平成12年度より容器包装リサイクル法の対象となったものである。

(6) 家電リサイクル法への対応

平成13年4月1日より施行された家電リサイクル法は、小売業者による収集運搬、メーカーによるリサイクル及び消費者による費用負担といったそれぞれの役割分担をとおして、循環型社会の構築をめざすものです。

県内の指定引取場所へ搬入された廃家電製品の令和5年度実績は231千台（全国引取台数14,449千台）となっています。直近5年間の本県回収実績は、全国比約1.5%前後で推移しています。

表8-3-2 県内の指定引取場所へ搬入された廃家電製品の数（年度別）（単位：千台）

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
沖縄県	130	136	152	160	188	212	241	233	236	231
全国	10,862	10,878	11,198	11,885	13,562	14,773	16,020	15,262	14,953	14,449
全国比	1.2%	1.3%	1.4%	1.3%	1.4%	1.4%	1.5%	1.5%	1.6%	1.6%

(7) ちゅら島環境美化促進事業

空き缶や吸い殻等ごみの散乱を防止し、環境美化の促進を図るため、平成14年7月1日から施行された「ちゅら島環境美化条例」を推進するため、県、県民、事業者、土地の所有者それぞれの役割分担を踏まえ、市町村と密接に連携して、県全域における環境美化の促進を図っています。

県、市町村及び民間団体で構成する「ちゅら島環境美化推進県民連絡会議」が主体となり、「ちゅら島環境美化促進月間」である7月を中心に、広報啓発活動や全県一斉清掃を実施しています。令和5年度は、おおよそ延べ6,034人が全県一斉清掃に参加しました。

(8) 海岸漂着物対策の推進

海岸漂着物対策については、国の地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）を活用し、引き続き漂着物の実態把握調査、海岸管理者による回収・処理、市町村への補助等を行っており、令和5年度は約5,099m³（約471t）の漂着物を回収・処理しました。

また、第十一管区海上保安本部の提唱の下、海岸清掃活動に自主的に取り組む団体等で結成されたOCCN「沖縄クリーンコーストネットワーク」を共同で運営し、通年を通した海岸清掃（まるごと沖縄クリーンビーチ）活動への参加を広く呼びかけるなど自発的な活動を促進しています。

令和5年度は、活動報告のあった延べ3,529人が海岸清掃ボランティア活動に参加しました。

3 産業廃棄物に関する対策【環境整備課】**(1) 事業者に対する監視の強化**

産業廃棄物の処理に起因する生活環境への影響を防止するため、各保健所において排出事業者、処理業者及び処理施設に対する監視指導を行っています。

これまで、一部の処理業者等による不適正処理により、地域住民の苦情や生活環境への影響を及ぼす事例が度々発生したことから、これら不適正処理業者等に対する監視の強化や悪質な事案に対する告発等を迅速に行うため、平成14年度から沖縄県警察本部より警察官1名を県環境整備課に配置しています。また、最終処分場及び焼却施設を設置している事業場に対して、処理基準、維持管理基準等の適合状況を重点的に検査する総点検を毎年実施し、産

第8章 廃棄物・リサイクル対策の推進

業廃棄物処理業者等への監視指導の徹底を図っています。

(2) 不法投棄の防止

不法投棄の未然防止を図るため、平成6年度に県、警察、第十一管区海上保安本部、（公財）暴力団追放沖縄県民会議、（一社）沖縄県産業資源循環協会、（一社）沖縄県建設業協会及び（一社）沖縄県医師会等から成る「沖縄県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」を設置し、平成10年度以降、同協議会と市町村による合同パトロールを行っています。

また、監視体制を強化するため、平成16年度から警察官退職者を廃棄物監視指導員として各保健所に配置し、さらに平成22年度には不法投棄監視員（平成31年度に廃棄物監視指導員に統合）としても加え、現在合計10名の警察官退職者を各保健所に配置しています。

平成18年度には各保健所、市町村及び各警察署等で構成される「廃棄物不法処理防止ネットワーク会議」を設置して関係機関の連携強化を図るとともに、平成19年度には、市町村産廃対策支援事業補助制度を設け、各市町村における監視カメラの設置や不法投棄防止対策事業の補助を行うなど、不法投棄防止対策の推進を図っています。

(3) 公共関与事業の推進

県内の民間業者による産業廃棄物管理型最終処分場の残余容量が非常にひっ迫している状況を踏まえ、県が中心となり平成25年3月に沖縄県環境整備センター（株）を設立し、名護市安和区内に公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場の整備を行いました。

当処分場は、「安和エコパーク」と命名し、令和元年12月から供用を開始しています。

これまでの主な経緯は、次のとおりです。

【公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場の主な経緯】

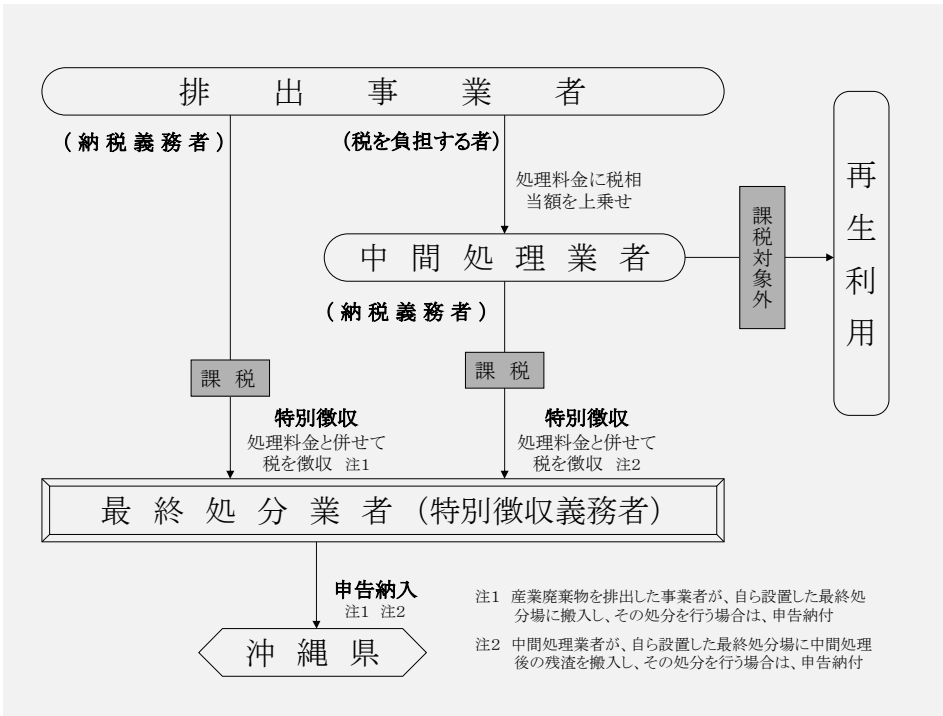
平成17年3月	・沖縄県公共関与産業廃棄物処理施設整備基本構想を策定
平成17年度	・建設予定地を公募 ・公共関与推進事業会議を設置
平成19年3月	・最終候補地3か所（本部町崎本部、名護市安和、浦添市伊奈武瀬）を 県知事へ報告
平成20年度～	・地元と意見交換を重ねる
平成25年3月	・沖縄県環境整備センター株式会社を設立
平成25年度	・名護市安和区が条件付き同意 ・名護市安和区、名護市、県、沖縄県環境整備センター（株）の4者で基本合意締結 ・廃棄物処理法第15条の5に基づき、沖縄県環境整備センター（株）を廃棄物処理センターとして指定

平成 26 年度	・ 4 者で地域協議会を設置 ・ 用地取得に着手
平成29年度	・ 4 者により基本協定締結 ・ 処理施設設置許可、本体工事着手
平成 31 年 1 月	・ 運営に係る環境保全協定締結
令和元年 10 月	・ 本体施設が竣工
令和元年 12 月	・ 産業廃棄物管理型最終処分場（通称：安和エコパーク）供用開始
令和 2 年 2 月	・ 廃棄物を初受入
令和 5 年 5 月	・ 第一埋立地が満杯となり埋立完了
令和 5 年 6 月～ 令和 6 年 2 月	・ 被覆施設を次の埋立地に移設（移設期間中は廃棄物の受入を停止）
令和 6 年 3 月	・ 廃棄物の受入再開

(4) 産業廃棄物税の導入

廃棄物の発生を抑制し、循環的利用及び適正処理を推進していくためには、廃棄物問題が通常の事業活動や日常生活における社会経済活動に伴って生じる廃棄物に起因する課題であることを踏まえて、これまでの廃棄物処理法等に基づく規制手法や普及啓発など自主的取組だけでなく、経済的手法による政策手段と組み合わせて、地域経済社会や県民のライフスタイルのあり方を変えていくことが不可欠です。

こうしたことから、県においては、経済的手法による政策手段として、沖縄県産業廃棄物税を平成18年4月に導入し、産業廃棄物の発生抑制及びリサイクル促進への誘導を図るとともに税収を活用し、再生利用等の促進に取り組んでいます。



目的	産業廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用及び適正処理の推進
課税客体	産業廃棄物の最終処分場への搬入
納税義務者	県内の最終処分場へ産業廃棄物を搬入する排出事業者
徴収方法	最終処分業者による特別徴収（自己処理の場合、申告納付）
課税標準	県内の最終処分場に搬入された産業廃棄物の重量
税率	1トンあたり1,000円（1kgあたり1円）
税収使途	産業廃棄物の排出抑制、再生利用等の促進 産業廃棄物処理業の優良化の促進 不法投棄等の防止対策 公共関与による産業廃棄物最終処分場の周辺環境整備支援 等

図 8-3-1 産業廃棄物税の概要

4 建設リサイクル対策【技術・建設業課】

(1) 課題

我が国はこれまでの大量生産、大量消費、大量廃棄を主流とする経済システムにより、廃棄物の最終処分場のひっ迫や不法投棄、焼却によるCO₂の排出等環境負荷の増大を招いてきました。このため、建設産業では特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊、建設発生木材、コンクリート及び鉄から成る資材）について分別解体を徹底し、これを再資源化することにより建設廃棄物の最終処分量を抑制するなど、循環型社会の構築を図ることを目的として、平成14年5月に建設リサイクル法が完全施行されました。

本県は「島しょ県」という地域特性から、最終処分場に限界があるため、建設廃棄物の効率的で持続可能なリサイクルシステムを構築し、最終処分量の減量化や天然資源の消費の抑制等を図っていく必要があります。

(2) 現状

アスファルトコンクリート塊、建設発生土、建設廃棄物（全体）の再資源化率については、平成30年度実績値（センサス）で平成30年度の目標値を達成しています。

コンクリート塊や建設発生木材といった目標未達成品目並びに、目標値を達成したが他品目に比べて目標設定が低かった建設発生土について更なる向上を推進していく必要があります。

表8-3-3 建設廃棄物の再資源化率

		H24 年度	H30 年度 (目標)	H30 年度 (実績)
アスファルトコンクリート塊	再資源化率	99.8%	99.8%以上	99.9%
コンクリート塊	再資源化率	99.9%	99.9%以上	99.9%
建設発生木材	再資源化・縮減率	92.4%	95%以上	89.3%
建設廃棄物(全体)	再資源化・縮減率	96.7%	96%以上	98.6%
建設発生土	建設発生土有効利用率※)	68.5%※)	80%以上	83.9%※)

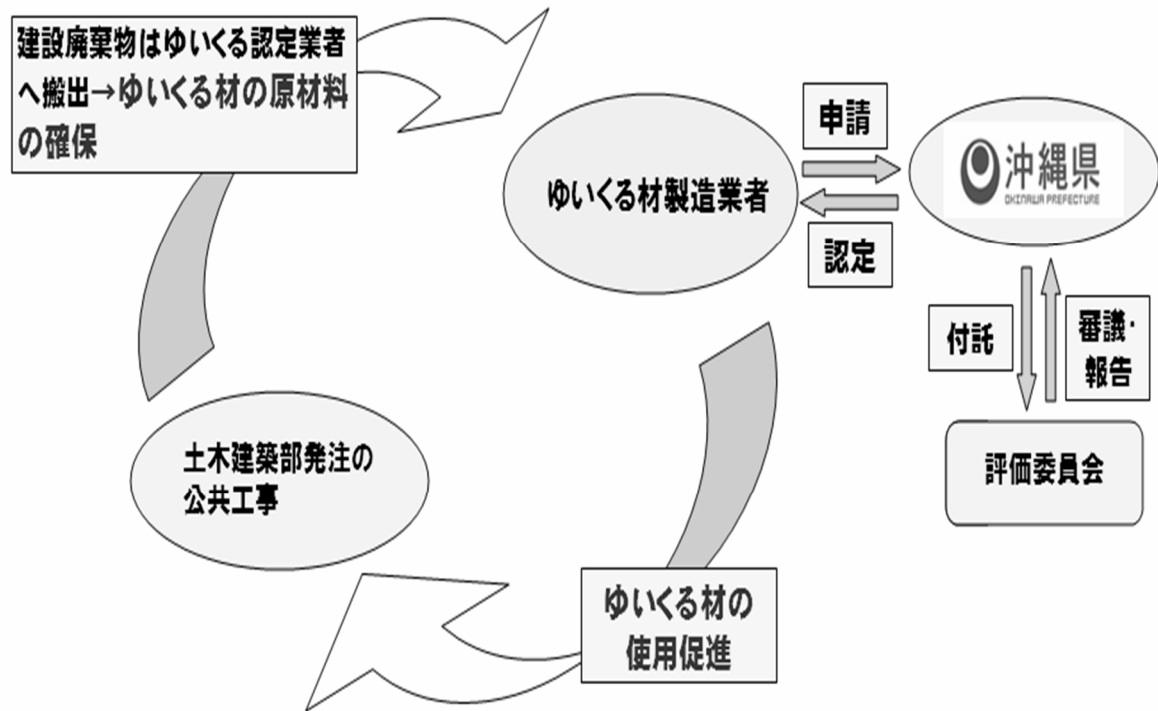
※)「H30年度目標」の指標から、これまでの「現場内・工事間利用」に加え、採石場跡地復旧や農地受入等を加えた有効利用率の合計に変更する。H24年度は参考値

(3) リサイクル資材評価認定制度（ゆいくる）の推進

平成16年7月、沖縄県土木建築部は、県内で排出された廃棄物を再生資源として製造された建設資材の品質等について、評価基準に基づき審査しこれに適合した資材（以下、「ゆいくる材」という）を公共工事で積極的に使用することで、建設廃棄物の最終処分量を減らす仕組みを作りました。

県の取組として、ゆいくる材の利用促進や工事で発生した建設廃棄物をゆいくる材製造業者へ搬出することで原材料の確保を図る等、循環型社会の構築を支援しています。

ゆいくる材は、加熱アスファルト混合物や路盤材、コンクリート二次製品等の14品目、510資材(令和5年度末時点)が認定されています。



評価基準の区分	資材数	認定資材の原材料（再生資源のみ記載）
1)再生資源含有加熱アスファルト混合物	79	As塊
2)再生資源含有路盤材	75	As塊、Co塊、廃石膏ボード、廃ガラス、電気炉酸化スラグ、電気炉還元スラグ
4)再生資源含有コンクリート二次製品	72	熔融スラグ
6)再生資源含有建築用資材	1	琉球石灰岩粉
9)再生硬質塩化ビニル管・再生波付合成樹脂管	9	硬質ポリ塩化ビニル管、塩ビ管ペレット
11)再生資源含有プラスチック資材	32	プラスチック、ポリプロピレン
12)再生資源含有土砂代替材	19	無機性汚泥、建設汚泥、石炭灰、ガラス、ガラス瓶、Co塊、電気炉酸化スラグ、熔融スラグ、炭酸カルシウムペレット、焼却灰、石炭灰（クリンカ）
13)再生資源含有土壌改良材・肥料・植生基材	15	家畜糞尿、伐採木、下水汚泥、廃ガラス、製紙汚泥、石炭灰
15)再生資源含有防草材	6	熔融スラグ、伐採木
16)再生資源含有歩道等の舗装材	1	炭酸カルシウムペレット
17)再生資源含有鉄鋼製品	190	鉄くず
18)再生資源含有セメント	6	木くず、石炭灰、焼却灰
19)再生資源含有コンクリート混和材	2	石炭灰
20)再生資源含有流動化処理土	3	洗鉱沈殿土
合 計	510	

図8-3-2 ゆいくるの概要図と認定資材数